

施策4-1 ともに支え合う福祉の充実

施策の目的

対象	要配慮者、被保護者、障がい者
意図	支援が必要な人たちを地域全体で支え合うことで、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができる

現状と課題

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る新制度として、「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月から施行され、生活困窮者を対象に、包括的・継続的な支援を提供し、自立の促進を図る第2のセーフティネットが創設されました。
- 本市の被保護世帯数及び被保護人員は、平成19(2007)年度から概ね一貫して増加傾向が続き、平成23(2011)年度をピークに減少に転じましたが、平成29(2017)年度は増加となりました。今後、団塊の世代を中心とする高齢化の進行によって、全国的な傾向と同様に、本市でも生活保護を受給する高齢者が増加すると予測されます。
- 全ての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、平成28(2016)年4月より一部の附則を除き施行されました。今後においては、障がい者差別解消に向け取組みを推進する必要があります。
- さらに、障がいのある方が希望する生活ができるよう、支援の一層の充実を目指した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」や「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、介護保険又は障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定を受けやすくなる新たな共生型サービスが位置付けられ、その指定において特例が設けられるなどの改正法が平成30(2018)年4月に施行されました。
- 人口減少や少子高齢社会の進展等に伴い、今後ますます地域が抱える福祉課題が多様化していくと見込まれます。平成29(2017)年6月に「社会福祉法」が改正され、地域福祉推進の主体が地域住民等と位置付けられ、誰もが「他人事」ではなく「我が事」の問題として捉え、住民同士がお互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、一層推進する必要があります。

基本事業の体系及び内容

施策 4-1 ともに支え合う福祉の充実

基本事業1 ともに支え合う地域 福祉の充実

基本事業2 生活の安定と自立支援

基本事業3 障がい者福祉の充実

基本事業1 ともに支え合う地域福祉の充実

■目的

支援が必要な人たちをみんなで支え合う体制を整え、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

■手段

- 住みなれた地域で生活するために必要な支援の体制を整備するとともに、わかりやすい福祉情報の発信に努めます。
- 身近な地域で福祉に関するさまざまな悩み・相談に対応できる体制を充実させます。
- 人を人として尊重する、学びの場・機会の充実を図ります。
- 地域の福祉課題が、地域の福祉活動により解決できるよう、社会福祉協議会とともに支援します。
- 災害時に、市民どうしが助け合い、その安全を確保できるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成等、事前にできる準備を進めます。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
市内で活動する福祉団体の数	団体	市内で活動する福祉団体の数	67 (H29(2017)年度)	74
避難行動要支援者の登録者数	人	避難行動要支援者の登録者数	2,799 (H29(2017)年度)	5,000

基本事業2 生活の安定と自立支援

■目的

疾病や高齢等に伴い、生活に困窮した市民が自立し、安心して暮らすことができるよう支援します。

■手段

- 生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、自立促進を図るとともに実情に応じた適切な支援を行います。
- 生活保護制度を適正に運用し、被保護者世帯の自立助長のため、適切な支援・指導を行います。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
生活困窮相談件数 (新規)	件	生活困窮相談件数(新規)	66 (H29(2017)年度)	50

基本事業3 障がい者福祉の充実

■目的

障がいがある人もいない人も同様に、お互いの人権と主体性を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らし、社会参加できる地域づくりを推進します。

■手段

- 心身の障がいにより他者とのコミュニケーションに困難さを抱える人に対し、それぞれに適した支援を行います。
- 障がい者が病院や施設から地域での生活に移行できるよう障がい者を支える障がい福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者と健常者が交流を図り、触れ合うことで、健常者の障がい者に対する理解を促進します。また、就労支援機関・医療機関・企業と連携し、障がい者の就労支援を推進します。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
市内のグループホーム ¹ を利用している障がい者の割合	%	グループホームを利用している人のうち、市内の施設を利用している割合	10.8 (H29(2017)年度)	30
市内の就労継続支援施設を利用している障がい者の割合	%	就労継続支援施設を利用している人のうち、市内の就労継続支援施設で就労している人の割合	70.3 (H29(2017)年度)	85

*¹ 病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数の住宅で生活する社会的介護形態のこと。

施策4-2 生涯元気なまちづくりの推進

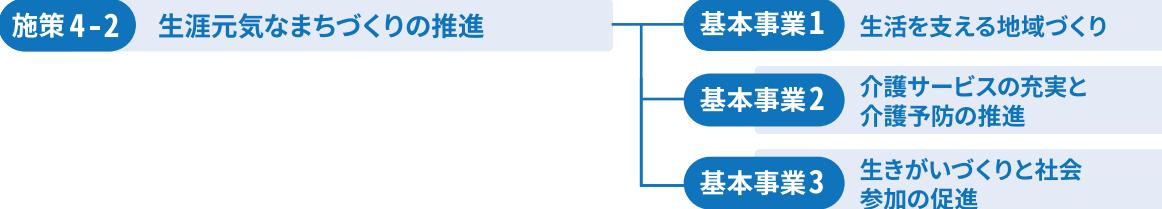
施策の目的

対 象	高齢者
意 図	住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で生きがいを持って暮らしていくことができる

現状と課題

- 本市の65歳以上の高齢者人口は、平成30(2018)年4月1日現在、20,810人で、高齢化率は34.0%に達しましたが、今後、令和2(2020)年度をピークに減少に転じると予想されます。今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年には、高齢者人口は20,520人、高齢化率は37.4%になると予想されています。また、75歳以上の後期高齢者人口も、令和12(2030)年度をピークに減少するものと見込まれ、本格的に到来する人口減・多死社会に向けた取組みが求められています。更に、全国的な課題でもある核家族化の進行に加え、若い世代の流出が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。
- このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域の中で可能な限り安心して暮らしていくよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みが必要です。
- 令和7(2025)年を見据えて、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるため、行政サービスとして提供されない生活ニーズに応えるため、「自助」を基本としながら、ボランティア団体、NPO、町内会、老人クラブ等の多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う体制をつくっていくことが重要です。
- 価値観が多様化する現代の超高齢社会においては、社会活動や学習活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められているとともに、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できる機会が求められています。
- 認知症は誰にも起こりうる脳の病気に起因するもので、急速な高齢化とともに、その対策は重要な課題となっています。市民に対して認知症に対する誤解や偏見をなくすため、認知症に関する正しい情報を伝え、その予防や特徴、対応方法等を正しく理解してもらうことで、みんなで当事者とその家族を支え、認知症になっても自分らしく暮らせる地域をつくる活動を今後も一層推進する必要があります。

基本事業の体系及び内容



基本事業1 生活を支える地域づくり

■目的

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域や家庭で暮らし、健康でいきいきとした生活を継続できるよう支援します。

また、在宅で介護する家族の心身における負担の軽減を図るとともに、地域社会の一員として地域での活動に参加する機会の拡充を目指します。

■手段

- 医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、多職種が連携して高齢者を支援する地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- 医師会と介護事業者による協議の結果、退院調整のルール¹を策定しました。今後は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等、更なる医療と介護の連携を強化します。
- 「看取り」「終末期ケア」について、医療従事者、介護従事者、市民全体の意識醸成に努めます。
- 地域の実情に応じた生活支援・介護予防の充実を目的として、平成29年2月に生活支援コーディネーターを配置しました。これからも高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるように、生活支援コーディネーターの配置を進めながらニーズの掘り起こしや新たなサービスの創出、適切なマッチングを通して誰もが住みやすい地域の実現に努めます。
- 高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を業務とする「地域包括支援センター」の体制強化を図るとともに、個別ケースについて多職種や住民との検討を行うことで地域課題を共有し、課題解決に向けた関係者のネットワークの構築、資源開発を図っていく「地域ケア会議」の積極的な活用を推進します。
- 今後、高齢化とともに増加する認知症高齢者を地域で支えるため、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示した「認知症ケアパス」を活用します。また、早期診断や対応など、本人と家族への支援を実施する体制を構築するとともに、徘徊高齢者の地域での見守りに加え、高齢者に対する虐待や孤独死等の困難課題への対応も目指した、「地域見守りネットワーク」の拡充を図ります。



※¹ 入院患者が退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための連携の仕組み。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
生活支援コーディネーターの活動状況	箇所	生活支援コーディネーターがサービスの創出・適切なマッチングをした地域数	0 (H29(2017)年度)	5
認知症に理解を深める認知症サポーター ¹ 数	人	認知症サポーター数	6,366 (H29(2017)年度)	10,000

基本事業2 介護サービスの充実と介護予防の推進

■目的

要介護・要支援認定者の一人ひとりの状態に応じた、在宅サービス及び施設サービスの充実を図り、適切な介護サービスを提供します。

また、要介護・要介護状態の予防、軽減と悪化防止のため、運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を含め、高齢者の生活機能の向上を支援します。

■手段

- 介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護保険サービスの効率化・適正化を図ります。
- 在宅生活を支えるため、地域に密着したサービスの整備を推進するとともに、介護サービスの質の向上を図ります。
- さまざまな居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、介護施設サービスの計画的な整備を推進します。
- より多くの市民が介護予防の必要性を十分に認識し、自主的に継続して取り組むことができるよう、情報提供や意識啓発を図ります。
- 要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を把握するとともに、高齢者の筋力トレーニング等の通所型事業により、介護予防を推進します。
- 要支援状態の高齢者の機能悪化を防止するため、専門職の助言を求めケアプランの見直し、リハビリの導入などにより自立を促す「自立支援ケア会議」を開催して、行政やサービス提供事業者等、多くの関係者が理念を共有して推進します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
在宅サービスの利用率	%	在宅サービス利用者数／要介護・要支援認定者数	74.1 (H29(2017)年度)	74.8
施設サービスの充足率	%	介護老人福祉施設整備床数／要介護3～5認定者数	37.9 (H29(2017)年度)	44.5
要支援・要介護への予防率	%	要介護・要支援認定者を除く高齢者数／高齢者数	80.2 (H29(2017)年度)	77.5

※¹ 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者。

基本事業3 生きがいづくりと社会参加の促進

■目的

高齢者が地域社会の一員として、生きがいを実感しながら充実した高齢期を過ごせるよう、培ってきた知識、経験、技術を活かした地域貢献活動や、多様な場への社会参加を支援します。

■手段

- 高齢者の生きがい活動の喜びを高め、意欲的な取組みを持続できるよう、自らが企画し実行する、趣味の活動、スポーツ活動、文化伝承活動、ボランティア活動、農業生産の一部を担う「農業福祉¹」等の取組みが、地域の中で活発に取り組まれるように支援します。
- 高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、高齢期を迎えても社会の変化に対応していくよう、生涯にわたってさまざまな学習機会の提供を支援します。
- 高齢者の豊富な知識と経験を活用した世代間交流、自治会活動等の社会参加を促進し、児童の健全育成や文化交流等の担い手としての社会活動を支援します。
- 仲間づくりを通して、自らの健康づくりや文化・スポーツ活動など、さまざまな活動を支援します。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
ボランティア登録率 (65才以上)	%	ボランティアセンターに登録する高齢者数／高齢者数	1.7 (H29(2017)年度)	1.8
生きがいづくりのつどいの場	箇所	サロン等の数	143 (H29(2017)年度)	160

※¹ 高齢者が農業生産の一部を担うことで健康と生きがいを生み出すこと。

施策4-3 健康づくりの推進

施策の目的

対象	市民
意図	子どもから高齢者に至るまで、誰もが生涯を通じ安心して心身ともに健やかに暮らすことができる

現状と課題

- 健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。「平成28年版厚生労働白書」によると、平成25(2013)年時点で平均寿命と健康寿命の差は、男性が9.02年、女性が12.40年となっており、この差が大きいほど日常生活に制限のある「不健康な期間」が長いことになります。
- 全国的に健康寿命¹と平均寿命との差は縮まっています。健康寿命と平均寿命の差が開くことは、個人や家族の生活の質の低下を招くとともに医療費や介護給付費の増大にもつながります。国民一人ひとりの健康づくりを通して健康寿命を延伸させ、平均寿命との差を縮めることは我が国全体における重要な政策課題の一つとなっています。
- 本市では高齢化の進行により、「団塊の世代」のすべてが75歳となる令和7(2025)年には、65歳以上人口は20,520人、高齢化率は37.4%になると予想され、約2.7人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。これに伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増えるなど、医療・介護サービスを必要とする患者の疾病構造が多様化すると見込まれています。
- 本市の特定健診の結果や要介護者の有病状況をみると生活習慣病に起因するものが多くを占めています。
- 生涯を通じ心身ともに健やかに生活するためにはライフステージに応じた健康的な生活習慣を身に付けていくことが大切です。次世代の健康づくりのために伊達市版ネウボラ事業の推進、さらに働き盛り世代から高齢者までの切れ目のない対策が必要となっています。
- 本市では、在宅当番医制事業及び地域救急医療体制整備事業を実施していますが、市民にとってより安全・安心な医療を確保するため、広域的地域救急医療体制について検討を進めていく必要があります。

基本事業の体系及び内容

施策4-3 健康づくりの推進

基本事業1 健康づくりの推進

基本事業2 母子保健の充実

基本事業3 生活習慣病予防の充実

基本事業4 医療保険と医療環境の充実

※¹ 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

基本事業1 健康づくりの推進

■目的

「自らの健康は自らでつくる」という基本原則のもと、市民が自らの健康に対して高い意識を持ち、日常生活の中で習慣的に健康づくりに取り組むことができるようになります。

■手段

- 住み慣れた地域の集会所等で気軽にできる運動を行うことで、参加者の健康増進やコミュニティの活性化に効果を上げている「元気づくり会」の推進を通じ、市民自らが主体となり、誰でも身近な場所で運動を継続できるよう支援します。
- 健康運動教室やウォーキング等を通じ、より多くの市民が楽しみながら継続して取り組める健康づくりの習慣化を支援します。
- 高齢者の健康づくりを目的とした筋力トレーニングの拡充を図ります。



基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
運動習慣化支援事業への参加率	%	運動習慣化支援事業参加者数 ／40歳以上の市民数	8.7 (H29(2017)年度)	15
元気づくり会を実施している集会所数	箇所	元気づくり会を実施している集会所数	91 (H29(2017)年度)	135

基本事業2 母子保健の充実

■目的

地域社会の中ですべての妊婦が安心して出産に臨むことができ、子どもが健やかにすくすくと成長できるようにします。

■手段

- 妊娠届を大切な最初の一歩ととらえ、妊娠期から子どもの健やかな成長・発達のため切れ目ない支援を行う伊達市版ネウボラ事業により、妊娠・出産や乳幼児の育児に対する不安や悩みの解消を図ります。
- 妊娠期から乳幼児期を通じ健診や相談等による母子の健康管理の充実を図ります。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
低出生体重児の割合	%	福島県保健福祉部平成29年人口動態統計	9.2(暫定値) (H29(2017)年度)	8.0
むし歯のない3歳児の割合	%	むし歯のない3歳児÷3歳児健診受診者数×100	78 (H29(2017)年度)	80

基本事業3 生活習慣病予防の充実

■目的

健康寿命を延伸するため、介護の主な原因である生活習慣病の発症や重症化を適切に防ぎます。また、がん検診によってがんを早期に発見し、早期の治療に結び付けます。



■手段

- 特定健康診査¹や各種がん検診等の受診を促進します。
- 市民自らが主体的に生活習慣病の予防に取り組めるよう、健康相談や訪問指導、健康教育等を推進します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
特定健診受診率	%	国保特定健診受診者数÷国保特定健診対象者数(速報値)×100	43.7 (H29(2017)年度)	53.5
特定健診において血圧値が正常な方(BP130／85mmHg未満)の割合	%	国保特定健診において血圧値が正常な方の数÷受診者数×100	49.3 (H29(2017)年度)	54.0

*¹ 高齢者の医療の確保に関する法律により国民健康保険等の医療保険者が、40～74歳の加入者を対象に内蔵脂肪症候群に着目して実施する健康診査のこと。

基本事業4 医療保険と医療環境の充実

■目的

市民一人ひとりが自らの疾病やケガの状況に応じた適切な医療サービスを、いつでも必要な時に安心して受けられるようにします。

■手段

- 国民健康保険の財政の健全化や安定的な運営に努めます。
- 市民が休日や夜間に急に身体の具合が悪くなった場合でも、適切な診療が受けられるよう、救急医療体制を拡充・確保するため、より近隣市町と広域での連携を目指します。

基本事業の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の算出方法又は出典元	現状値	目標値 令和4 (2022)年度
国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品 ¹ 普及率	%	ジェネリック医薬品薬剤数量／ ジェネリック医薬品薬剤数量＋ 先発医薬品薬剤数量のうちジェ ネリック医薬品が存在する数量	77.2 (H29(2017)年度)	80.0

※¹ 新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品の総称のこと。一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。